

第 6 編 災害復興計画

(共通編) 第6編 災害復興計画

第1節 組織の設置	1
第1 復興本部の設置	1
第2 復興本部の組織等	1
第2節 地域の復興の基本方向の決定	2
第3節 復興計画の策定	3

第1節 組織の設置

実施担当	各班
------	----

第1 復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

第2 復興本部の組織等

復興本部の組織・分掌事務は、下記を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

■本部員の任務

構 成 員		分 掌 事 務
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	市長公室長、部長、支所長、会計管理者、局長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

■各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
市長公室	復興に関する総合的企画及び総合調整に関すること
危機管理室	復興本部会議の事務局に関すること
市民生活部	復興に関する市民生活、環境の保全に関すること
健康福祉部	復興に関する社会福祉、高齢者福祉、保健に関すること
産業振興部	復興に関する農地、農業用施設その他農業土木に関する事務並びに農業、林業、商工業、観光の振興に関すること
都市整備部	復興に関する道路、河川その他公共土木に関する事務並びに都市計画、住宅、上水道及び下水道に関すること
教育委員会	復興に関する学校教育、社会教育、文化財に関すること
各支所	復興に関する支所管内の調整に関すること

■復興本部会議

構 成 員	分 掌 事 務
本部長、副本部長、本部員、事務局	復興の基本方針及び復興に係る重要施策の審議調整並びに各部局の重要事項の報告

第2節 地域の復興の基本方向の決定

1 計画の方針

地域の復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する

2 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため市は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

3 地域住民の意向の把握

市は、被災した住民など関係者との話合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

4 基本方針の策定

復興の基本方針の策定に当たって県に協力し、関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

第3節 復興計画の策定

実施担当	各班
------	----

1 計画策定に当たっての留意事項

(1) 市民等の意見の反映

計画策定に当たっては、市民等の参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- ① 被災者、学識経験者、有識者、市民団体、住民等からの意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等
- ④ 復興協議会の設置

(2) 市民等の参画と協働

住民が自らの地域は自ら守り創造していくという取り組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

その際、特に女性や災害時要援護者（要配慮者）の参画を促進する。

(3) 市民等の参画と協働

市は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織する。

復興協議会における協議等の手続きを行い復興計画に記載することで、土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすことができるほか、復興整備事業に係る許認可等の緩和等の特例措置を受けることができる。

(4) 地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、市は定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境の整備に努める。

(5) 社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえた復興計画の継続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

(6) 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

2 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に復興計画を策定する。

なお、復興計画は、市の総合計画との整合性を図るとともに、被災以前の状態を回

復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 生活復興に関する計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策などのこころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤ 安全で快適な住まいの提供

応急仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興に関する計画

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① 早期の恒久住宅建設

県・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

③ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

④ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興に関する計画

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために

都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
 - ② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
 - ③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐災性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
 - ④ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等
- (4) 産業復興に関する計画
- 著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等
 - ② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等
 - ③ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
 - ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等
- (5) その他
- 上記の復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。